

保育士の配置基準の見直しと公定価格の増額を求める意見書

2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし2年が経ちました。子どもが育ち、人格形成の重要な時期に保育士は大きな役割を担っていますが、保育士の給料は、一般的な職業と比較して月10万円程度下回っており、保育士不足の一因となっています。

国は平成29年度より「ニッポン一億総活躍プラン」において「キャリアアップ」の仕組みを構築し、保育士としての技能と経験を積んだ職員について、月額4万円の処遇改善を図るとしています。しかし、この仕組みは一部の職員が対象で職員全体の処遇改善にはなりません。

また、保育所職員の配置基準は一部を除き、昭和23年に決められたもので現実離れしたものです。公立・民間を問わず、国の配置基準で保育することは困難なことから、基準の1.6倍から1.8倍、多いところは2倍の職員を配置していて、その分職員の給料を低く抑えざるを得ないのが実態です。保育士の処遇改善は、国の職員配置基準の改善なくしては良くなりません。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 子ども一人一人に行き届いた保育をするため、保育士の配置基準を引き上げること。
- 2 保育士等の処遇が改善できるよう、公定価格の基本分単価を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月25日

伊 那 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣